

○ 要綱改正案 概要

(赤字 : 改正箇所)

参考資料

新潟市私道災害復旧支援事業補助金交付要綱

令和6年2月1日制定
令和6年2月27日改正
令和6年5月2日改正
令和7年12月2日改正
令和8年1月29日改正

第1条～第11条 改正なし

(対象工事の内容変更等)

改正案	現行(改正前)
<p>第12条 申請代表者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長に私道災害復旧支援事業中止(計画変更)・廃止承認申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、私道災害復旧支援事業中止(計画変更)・廃止承認(不承認)通知書(様式第7号)により申請代表者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により工事の内容を変更するときは、施工者は、申請代表者と現地確認の立会いを行い、設計図、見積書等を作成し、市長へ提出するものとする。</p>	<p>第12条 申請代表者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長に私道災害復旧支援事業中止(計画変更)承認申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、私道災害復旧支援事業中止(計画変更)承認(不承認)通知書(様式第7号)により申請代表者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により工事の内容を変更するときは、施工者は、申請代表者と現地確認の立会いを行い、設計図、見積書等を作成し、市長へ提出するものとする。</p>

第13条～第19条 改正なし

改正案	現行（改正前）
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月2日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年12月2日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年1月29日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月2日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年12月2日から施行する。</p>

様式改正

様式第1号～第5号 改正なし

改正案	現行（改正前）
<p>様式第6号</p> <p>(標題) 私道灾害復旧支援事業中止(計画変更)・廃止承認申請書</p> <p>(通知文) 年　　月　　日付け新道計第　　号をもって事業認定通知のあつた事業について、下記のとおり中止(計画変更)・廃止したいので承認願います。</p> <p>2 事業中止(計画変更)・廃止の理由</p>	<p>様式第6号</p> <p>(標題) 私道灾害復旧支援事業中止(計画変更)承認申請書</p> <p>(通知文) 年　　月　　日付け新道計第　　号をもって事業認定通知のあつた事業について、下記のとおり中止(計画変更)したいので承認願います。</p> <p>2 事業中止(計画変更)の理由</p>

改正案	現行（改正前）
<p>様式第7号</p> <p>(標題) 私道灾害復旧支援事業中止(計画変更)・廃止承認(不承認)通知書</p> <p>(通知文) 年　　月　　日付けで中止(計画変更)・廃止の承認申請のあった私道灾害復旧支援事業については、次のとおり(承認・不承認)としましたので通知します。</p>	<p>様式第7号</p> <p>(標題) 私道灾害復旧支援事業中止(計画変更)承認(不承認)通知書</p> <p>(通知文) 年　　月　　日付けで中止(計画変更)の承認申請のあった私道灾害復旧支援事業については、次のとおり(承認・不承認)としましたので通知します。</p>

様式第8号～第12号 改正なし